



平成 29 年 5 月 15 日

各 位

会社名 菱電商事株式会社
代表者名 取締役社長 正垣 信雄
(コード番号 8084 東証第一部)
問合せ先 総務部長 宇野 悟
(TEL 03-5396-6111)

単元株式数の変更、株式併合及び発行可能株式総数の変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 77 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に、単元株式数の変更、株式併合及び発行可能株式総数の変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社の単元株式数を 100 株に変更（以下「本単元株式数変更」といいます。）することといたしました。

(2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本株主総会において、本単元株式数変更及び発行可能株式総数の変更に関する定款一部変更議案並びに株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、普通株式の単元株式数を 100 株に変更するにあたり、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（2 株を 1 株に併合）を実施（以下「本株式併合」といいます。）することといたしました。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・割合

平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式数について、2 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	45,649,955 株
併合により減少する株式数	22,824,978 株
併合後の発行済株式総数	22,824,977 株

(注)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、本株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	4,361 名（100.00%）	45,649,955 株（100.00%）
2 株未満	132 名（3.03%）	132 株（0.00%）
2 株以上	4,229 名（96.97%）	45,649,823 株（100.00%）

上記の株主構成を前提として本株式併合を行った場合、2 株未満をご所有の株主様 132 名（所有株式数 132 株）は、株主としての地位を失うこととなります。なお、単元未満株式をご所有の株主様は、会社法第 194 条第 1 項及び当社定款の規定により、自己が有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すよう、当社に対して請求することができます。また、同法第 192 条第 1 項の規定に基づき、自己の有する単元未満株式を買い取るよう、当社に対して請求することも可能ですので、お取引の証券会社又は当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、平成 29 年 10 月 1 日をもって、株式併合の割合（2 分の 1）に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	113,100,000 株
変更後の発行可能株式総数（平成 29 年 10 月 1 日付）	56,550,000 株

(6) 併合の条件

本株主総会において、本株式併合に関する議案並びに本単元株式数変更及び発行可能株式総数の変更に関する定款一部変更議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 日 程

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 15 日
定時株主総会日	平成 29 年 6 月 29 日 (予定)
1,000 株単位での売買最終日	平成 29 年 9 月 26 日 (予定)
100 株単位での売買開始日	平成 29 年 9 月 27 日 (予定)
単元株式数の変更、株主併合、発行可能 株式総数の変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
端数株式に係る処分代金の分配	平成 29 年 12 月上旬 (予定)

※上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続の関係で、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

4. その他

本日、別途「定款一部変更に関するお知らせ」を開示しております。

以上

【ご参考】単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q 1 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

A 1 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買単位となっている株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

また、株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、2株を1株に併合いたします。

Q 2 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 2 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しています。当社は東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

あわせて、投資単位（売買単位あたりの価格）を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（2株を1株に併合）を実施いたします。

Q 3 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 3 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に2分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日（平成29年10月1日予定）の前後で、ご所有の株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	1,457株	1個	728株	7個	0.5株
例②	1,000株	1個	500株	5個	なし
例③	610株	なし	305株	3個	なし
例④	200株	なし	100株	1個	なし
例⑤	193株	なし	96株	なし	0.5株
例⑥	1株	なし	0株	なし	0.5株

- ・例②、例④に該当する株主様は、特段のお手続はございません。
- ・例①、例③、例⑤に該当する株主様において、発生する単元未満株式（例①は28株、例③は5株、例⑤は96株）につきましては、ご希望により、単元未満株式の買取又は売渡制度がご利用できます。
- ・例①、例⑤、例⑥に該当する株主様においては、発生する端数株式につきましては、すべての端数株式を会社法の定めに基づき当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。当社よりお支払いする金額及びお手続については、平成29年12月上旬にご案内することを予定しております。

- ・効力発生前のご所有株式数が1株（例⑥）の株主様は、この1株については端数株式として処分させていただくことになります。その結果、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位を失うことになります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 4 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A 4 株式併合の効力発生前に単元未満株式の買取又は売渡制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続につきましては、お取引の証券会社又は後記のお問い合わせ先までご連絡ください。

Q 5 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

A 5 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は2分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株当たりの資産価値は2倍になります。したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の2倍となります。

Q 6 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。

A 6 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は2分の1となりますが、株式併合の効力発生後には、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当金は生じません。

Q 7 株式併合後も単元未満株式の買取りや売渡しは可能ですか。

A 7 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有されている株主様は、単元未満株式の買取又は売渡制度をご利用いただけます。具体的なお手続につきましては、お取引の証券会社又は後記お問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

株式併合及び単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社又は下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-232-711（フリーダイヤル）

受付時間 平日9:00～17:00（土・日・祝日等を除く）

以 上